

2026年6月30日

各位

会社名 株式会社エーワン精密  
代表者名 代表取締役社長 林 哲也  
(コード番号:6156 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役 管理部門統括 松本 亜紀子  
(TEL 042-363-1039)

## 内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

2026年6月30日開催の取締役会で社内体制、制度の変更に伴い内部統制システムの構築に関する基本方針の一部を改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、変更箇所は下線で示しております。

### 記

#### 内部統制システムの構築に関する基本方針

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 当社は、全社員の行動・判断基準とするべく「経営理念」「倫理規程」を定めて、全取締役及び使用人の意志の統一を図り、関係法令を遵守し社会に適合した行動をするための指針としている。
  - 当社の内部監査担当は、業務の適正な遂行を図るため、監査等委員会と相互に連携の上、定期的かつ必要に応じて随時、当社各部門に対し、内部監査を実施する。
  - 当社は、不正行為等の早期発見と是正を図るため、取締役及び使用人が社内外の相談窓口に直接相談できる内部通報制度を設置する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体にて、その種類に応じた保存年限を定め、保存する。当社の取締役及び監査等委員は、必要に応じていつでも、これら文書等を閲覧できる。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 当社のリスク管理に関わる事項は、「リスク管理規程」に規定しており、リスク管理担当グループにおいて定期的にリスクの洗い出し、内容評価を実施し、代表取締役社長へ報告し、代表取締役社長は評価の分析を行い、対応方針を決定する。
  - 日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が各業務グループリーダーへ報

告をし、各業務グループ長が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。リスク発生が差し迫っていると認知した場合、速やかに担当取締役へ報告し、必要に応じて取締役間で協議・対応を行う。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を月に1回以上開催し、必要事項の決議、取締役の職務執行の監督を行い、必要なときに適切な意思決定が可能な体制を整え、経営計画の達成を図る。
- (2) 職務執行を迅速性、実効性のあるものとするために「業務分掌規程」「職務権限規程」により責任、権限を明確にして、業務遂行の円滑化を図る。
- (3) 中期経営計画・年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確にする。

5 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は該当しません。

6 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査等委員会と協議をして必要な使用人の配置、補助業務の円滑な遂行が可能な体制を整えるものとする。また、当該使用人については監査等委員会の管轄とし、取締役からは独立した立場を確保する。

7 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他 の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、その職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

8 当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人は、法令違反行為等、当社に著しい損害を与える恐れのある事項については、速やかに監査等委員会に報告するものとする。
- (2) 当社の内部通報制度担当は、内部通報の状況につき、定期的に監査等委員会に報告するものとする。
- (3) 監査等委員会は、必要に応じていつでも、会社の状況、業務執行状況、意思決定の経緯、その他の事項について取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

9 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

10 その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を求めることができるほか、

当社の重要な会議へ参加し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めることができるものとする。また、当社は、監査等委員会の求めに応じて、社外の有識者から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

11 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、社会秩序や企業活動の健全性に脅威を与える反社会的勢力及びその団体を遮断し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は、断固として要求に応じない姿勢を維持する。
- (2) 反社会的勢力の要求には、組織として対応を図るとともに、所轄警察署等の外部専門家と連携して、社内体制の整備を行うものとする。

以上